

い ろ ぱ

2021
vol.8

River-Road-Park
まちがピカピカ、こころもハッピー

Contents (目次)

- 草刈機の使用について
使用時の注意点を再確認..P1
- 団体紹介
..P2
- お知らせ
...P3



草刈機の使用について



草刈機を使用する際の注意点について再度確認をお願いいたします。



作業時の服装

チェック

- 帽子やヘルメットは被っていますか？
- ゴーグルは装着していますか？
- マスクはつけていますか？
- 長袖の上着を着ていますか？
- 長ズボンを穿いていますか？
- 軍手や皮手袋を着用していますか？
- 安全靴やゴム長靴を履いていますか？



重要!

- ✿ 安全確保のためにも、作業は複数人数で行うこと。
- ✿ まわりに人がいないことを確認してから除草作業を始める。
- ✿ 人通りが多い場所や、石ハネなど物損するおそれがある場合は、特に全体を見渡す監督員が必要。
- ✿ 作業者に声をかける場合、作業中はエンジン音で声をかけても聞こえにくく、視野も狭くなっているので注意して近づく。
- ✿ 物を投げたりして知らせることはしない。
- ✿ 作業時間は、長時間の作業はせず、適切に休憩や水分補充をする。
- ✿ 刈払機を使用する際の作業範囲は作業者の半径5m以内は危険区域として、作業員以外の者の立ち入りを禁止する。
- ✿ 2人以上で作業する場合は、近づきすぎると危険なため、それぞれ5m以上離れて作業を行う。
- ✿ 刈り幅は約1.5m程度として、刈刃は反時計回りに動くため、作業場所の中央に立ち、右から左へ2～3回に分けて刈っていく。往復で刈ると切ったものが飛散して危険なため一方向にて実施すること。
- ✿ 急斜面の作業時は、下方に向かって作業を進めないこと。
- ✿ フェンスや障害物等の周辺作業時は10センチ程度離して作業すること。
(30分作業につき、5分ほどの休憩をとる)



安全 + 第一

乾燥、水分補給、花粉症対策紹介

【水分補給を怠っていませんか？】

◎1日の食事以外での必要な水分摂取量は約 **1ℓ~2ℓ** と言われています。**起床時、食事前、入浴後、運動後、飲酒後**には特に体が脱水しやすいので水分補給が大切です。

◎対策としては、こまめに水分を摂取する以外に、**経口補水液、フルーツやゼリー**も簡単に水分を摂ることが出来ます。

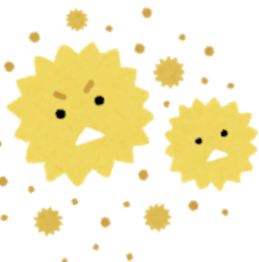
脱水症 予防



- ・マスクで乾燥、花粉を防ごう！
- ・花粉・ウイルスを洗い流すために、
- ・手洗い、うがいはこまめにしましょう！

〔マスクをすることでのメリット〕

- ：喉を潤す効果・保湿：
- ：アレルギー物質の侵入を防ぐ：
- ：ウイルスの侵入を防ぐ：



新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しましょう！

接触感染にも注意が必要です！

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されていますが、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。

新型コロナウイルスの感染経路として飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、**約44パーセント**を占めています。

皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、**感染防止対策を徹底しましょう！**

お知らせ

令和3年度の年内のゴミの回収は、12月20日（月）が最終です。それ以降は年明けの回収になります。

令和2年度及び令和3年度のクリーン貢献者表彰については、状況を鑑みご連絡いたします。

制度紹介

アダプトプログラム推進事業

緑あふれる美しいまちづくりの推進、市民の美化意識の向上、地域コミュニティを再生することを目的に、市の管理する道路や河川等の美化活動を行っていただき、市が報奨金の支給やごみの回収などで、活動を支援する制度です。

グリーンサポート制度

公園美化維持管理及び施設点検を行う地域団体に対し報奨金を交付することにより、市民が公園を快適かつ安全に利用できるように、市民の自主的な活動推進を図ることを目的に、ごみの収集や除草、低木の剪定、花の植栽や花壇の手入れなどの活動を行っていただき、市が報奨金の支給、ごみの回収等で活動を支援する制度です。

公園ボランティア制度 ※公園ボランティア制度は現在新規募集は行っていません。

奈良市が管理する公園を安全かつ快適に利用できる場とするために自主的に参加する個人又は団体による活動を推進し、うるおいある快適なまちづくりに寄与することを目的とし、ごみの収集や除草、花の植栽や花壇の手入れなどの活動を行っていただき、市が清掃用具の貸出、ごみの回収、植栽等管理の報奨金を支給し、活動を支援する制度です。

お問い合わせ

奈良市役所 市民部 地域づくり推進課

〒 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

☎ 0742-34-5193

✉ chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp